

役員報酬規程

社会福祉法人
長崎博愛会

社会福祉法人長崎博愛会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎博愛会定款第4章役員及び職員第21条役員の報酬等に基づき、社会福祉法人長崎博愛会（以下「博愛会」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、理事会運営規則（理事長の専決事項）第2条の規則による業務に従事した場合に支給するものとする。

第3条 役員の報酬は、当月分を毎月25日（その日が休日に当たるときは、その日の前日において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給日」という。）に支給する。ただし、役員が特に支給日以外の日を指定した場合は、この限りではない。

- 2 役員の報酬は、直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、通貨以外のもので支払い、又は報酬の一部を控除して支払うことができる。

(報酬の種類)

第4条 役員への支給は報酬並びに期末手当とする。

(報酬表)

第5条 役員の報酬は、次のとおりとする。

職名	報酬月額
理事長	800,000円

- 2 報酬月額号の適用は、福祉施設経験年数等を考慮し理事会の議決により決定するものとする。
- 3 博愛会各施設長等で兼務し給与支給を受けている場合には報酬は支給しないものとする。
- 4 役員が離職したときは、その日の属する月の報酬を全額支給する。

(期末手当)

第6条 役員に適用する期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という）に在職する役員に対して、社会

福祉法人長崎博愛会「佐世保祐生園」「佐世保福寿園」「平戸祐生園」の
期末手当支給日に合わせて支給する。

これらの基準日前1ヶ月以内に辞任、又は死亡した場合についても同
様とし、解任の場合はこれに該当しないものとする。

2 期末手当の額は、前条の報酬月額の2倍とする。

以上

附則

この報酬規程は、平成25年4月1日から実施する。

附則2

平成26年12月13日 一部変更

平成28年3月27日 一部変更

平成31年4月1日 一部変更

令和1年5月1日 役員報酬職務級一部変更

令和6年6月20日 一部変更